

# 九州北部税理士会鳥栖支部規約

平成 27 年 4 月 1 日

制 定 昭 和 5 5 年 1 0 月 1 4 日  
変 更 昭 和 5 8 年 2 月 1 日  
平 成 1 3 年 1 2 月 1 9 日  
平 成 1 3 年 1 1 月 2 2 日  
平 成 2 3 年 3 月 2 9 日  
平 成 2 6 年 1 2 月 1 2 日

## 第 1 章 総 則

### (名 称)

第 1 条 当支部は、九州北部税理士会鳥栖支部と称する。

### (目 的)

第 2 条 当支部は、九州北部税理士会（以下「本部」という。）の目的の達成に資するため、当支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）の指導、連絡及び監督を行い、かつ、支部会員相互の融和を図ることを目的とする。

### (事 業)

第 3 条 当支部は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 支部会員の品位保持並びに資質の向上を図る施策
- (2) 小規模納税者に対する税理士の業務に関する施策
- (3) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する施策
- (4) 本部から委任された会務を行い、本部からの連絡事項を支部会員に伝達し、支部会員の意見を本部に進達すること。
- (5) 税理士業務及び税務行政の改善進歩に関して税務官公署と連絡協議すること。
- (6) 支部会員の融和と福祉の増進に寄与する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支部会員の指導、連絡及び監督その他支部の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

### (事 務 所)

第 4 条 当支部は、鳥栖税務署管轄区域内に事務所を置く。

### (区 域)

第 5 条 当支部の区域は、鳥栖税務署の管轄区域とする。

## 第2章 支部会員

### (支部会員)

**第6条** 第5条に定める区域に税理士事務所又は税理士法人の事務所の登録を受けた税理士（以下「支部税理士会員」という。）は、当支部に所属し、当支部の会員となる。

2 第5条に定める区域に主たる事務所又は従たる事務所を有する税理士法人（以下「支部税理士法人会員」という。）は、当支部に所属し、当支部の会員となる。

### (支部会員の義務)

**第7条** 支部会員は、この規約を遵守するとともに当支部が求める事項について報告し、又はその勧告若しくは指示に従わなければならない。

### (会員の研修)

**第7条の2** 支部税理士会員は、業務の改善進歩及び資質の向上を図るため、自ら研鑽に努めるとともに、当支部及び本部が実施する研修(本部が指定した研修を含む。)を受けなければならない。

### (税務支援への従事義務)

**第7条の3** 支部税理士会員は、当支部及び本部が実施する税務支援に従事しなければならない。

2 支部税理士会員は、当支部及び本部から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。

### (支部会員に対する通知等)

**第8条** 支部会員に対する通知、催告又は書類の送達は、次の各号により行う。

(1) 支部税理士会員に対しては、支部税理士会員名簿に登載されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所

(2) 支部税理士法人会員に対しては、支部税理士法人会員名簿に登載されたその会員の主たる事務所又は従たる事務所

2 前項の通知、催告又は送達は、通常到達すべき時に到着したものとみなす。

## 第3章 支部役員及び顧問、相談役

### (支部役員)

**第9条** 当支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1人

(2) 副支部長 1人

(3) 支部理事 2人以内

(4) 支部監事 1人

- 2 支部役員は、本部の役員（監事を除く。）と兼ねることを妨げない。ただし、支部監事は、本部の監事以外の役員と兼ねることはできない。

#### （支部役員を選任）

**第10条** 支部役員は、支部税理士会員のうちから支部総会で選任する。

- 2 支部役員を選任に関し必要な事項は、規則で定める。  
3 支部税理士法人会員は役員選任にあたり選挙権、被選挙権を有しない。

#### （支部役員の職務）

**第11条** 支部長は、当支部を代表し、当支部の会務を総理し、役員会の議長となる。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。  
3 支部理事は、役員会の構成員として当支部の会務の執行に参画する。  
4 支部監事は、当支部の会計及び会務の執行を監査する。

#### （支部役員会）

**第12条** 役員会は、支部長、副支部長及び支部理事をもって構成し、当支部の業務を審議決定する。

- 2 役員会は支部長が招集する。  
3 支部監事は、役員会に出席してその職務に関し意見を述べることができる。

#### （支部役員の任期）

**第13条** 支部役員の任期は、就任後第2回目の定期総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の任期と同一とする。

#### （支部の顧問及び相談役）

**第14条** 支部長は、支部役員会の議を経て、支部税理士会員のうちから、支部の顧問及び相談役を委嘱することができる。

#### （本部会則の準用）

**第15条** 本部会則第21条（役員の退任）、第23条（代表権の制限）、第24条（役員の新秘義務）及び第25条（役員の新欠格事項）の規定は支部役員に準用する。

#### （支部規則及び支部細則の制定）

**第16条** 当支部は、この規約に基づき必要な措置を行うため、支部の規則又は細則を

定めることができる。

## 第4章 支部総会

### (支部総会)

**第17条** 支部総会は、定期総会及び臨時総会の2種とし、定期総会は毎年事業年度終了の日から3月以内、臨時総会は必要に応じて支部長が招集する。

### (支部総会の招集通知)

**第18条** 支部総会を招集するには、会日の2週間前までにその日時、場所及び議案を記載した書面により、支部税理士会員に、その通知をしなければならない。

2 前項の規定により通知をしなければならない支部税理士会員は、支部総会招集通知書の発送日現在において支部税理士会員名簿に登載されている者とする。

### (議決の要件)

**第19条** 支部総会の議決は、会員（前条第2項に規定する支部税理士会員をいう。以下この章において同じ。）の2分の1以上の者が出席し、その出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 支部総会において、次の事項を議決する場合には、前項の規定にかかわらず、会員の2分の1以上の者が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) 支部規約の変更
- (2) 第29条第2項に掲げる事項
- (3) 新たに支部を設立する場合における財産の帰属
- (4) 解散した場合における残余財産の帰属

### (委任による議決権の行使)

**第20条** 会員で支部総会に出席することができない者は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席する会員に委任して、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、議決権を行使する者は、支部総会に出席したものとみなす。

### (支部総会で決定すべき事項)

**第21条** 支部総会は、次の事項を決定する。

- (1) この支部規約において支部総会の議決又は承認を要することとされている事項

- (2) 第19条第2項各号に掲げる事項
- (3) 当支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 支部の合併又は解散
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会務に関する重要事項で支部総会に付議された事項

#### (議事の制限)

**第22条** 支部総会においては、第18条第1項の規定により会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

#### (支部総会の議長)

**第23条** 支部総会の議長は、その支部総会において、選任する。

#### (議決権)

**第24条** 支部総会における会員の議決権は、会員1人につき1個とする。

- 2 支部税理士法人会員は、支部総会の議決権を有しない。

#### (利害関係者の排除)

**第25条** 支部総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

#### (議事録)

**第26条** 支部総会の議事については、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 支部総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員2人以上が署名押印して、保存しなければならない。

#### (本部への報告)

**第27条** 支部長は、次の事項を遅滞なく本部に報告するものとする。

- (1) 支部総会を招集するときは、その日時、場所及び議案
- (2) 支部総会が終了したときは、その決議の内容
- (3) 就任及び退任した支部役員の氏名
- (4) 支部事務所を移転したときは、移転後の事務所の所在地
- (5) その他本部から提出を求められた事項

## 第5章 支部会費

#### (会費)

**第28条** 支部会員は、1事業年度について、次の各号に定める支部会費を負担しな

ればならない。

(1) 支部税理士会員 18,000円

(2) 支部税理士法人会員 18,000円

- 2 本部会則第68条第2項（会費の納付）、第70条（事業年度の中途において入会又は退会した場合の特例）及び第71条（会費の全部又は一部の免除）の規定は支部会費に準用する。

#### （特別会費）

**第29条** 支部会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

- 2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、支部総会においてこれを定める。
- 3 特別会費は、特別会計をもって処理する。

### 第6章 庶務及び会計

#### （支部の事務）

**第30条** 当支部の事務は、支部の事務所で行う。

#### （支部の備置帳簿）

**第31条** 当支部は、事務所に次の帳簿を備える。

- (1) 支部税理士会員名簿及び支部税理士法人会員名簿並びに支部役員名簿
- (2) 本部及び支部の諸規定綴
- (3) 本部からの通知及び支部会員への通知綴
- (4) 支部総会及び支部役員会の議事録
- (5) 支部の会計帳簿

#### （事業年度）

**第32条** 当支部の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### （支部の経費）

**第33条** 支部の経費は、本部からの交付金、支部会費、特別会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

#### （予算及び決算）

**第34条** 支部長は、支部定期総会にその会日の属する事業年度の事業計画及び予算案を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の事業報告及び決算の承認を求めなければならない。

- 2 予算が成立しない期間においては、支部長は、通常の支部の業務を執行する

のに必要な経費の金額に限り支出することができる。

**(監査報告)**

**第35条** 支部監事は、各事業年度における支部の会計及び業務の執行を監査した結果について、翌事業年度の支部定期総会において報告しなければならない。

**(本部会則等の一般的準用)**

**第36条** この規約に定めのない事項については、本部の会則又は規則等の定めに基づいてこれを行うものとする。

**附 則**

- 1 この改正規定は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第7条の2、第7条の3の改正規定は、九州北部税理士会会則第58条、第60条の改正規定が法第49条の2第3項に規定する財務大臣の認可を受けた日から効力を生ずるものとする。